

## 改正・私学法（改正法）の概要の解説

学校法人東筑紫学園  
法人事務局

## 目 次

はじめに .....	1
1 私立学校法改正の主旨	
2 学校法人及び役員職務・責任の明確化	
(1) 学校法人と役員間の責任の明確化	
(2) 「特別の利益供与」の禁止 .....	2
(3) 理事及び理事会機能の実質化 .....	3
(4) 監事機能の強化 .....	4
(5) 役員損害賠償責任の明確化 .....	5
① 学校法人に対する損害賠償責任	
② 第三者に対する損害賠償責任 .....	6
③ 役員連帯責任 .....	8
(6) 「役員報酬等の基準」の明確化と公表の義務化	
(7) 評議員会機能の実質化 .....	9
3 情報公開の拡充（情報の公表）【私学法（改正法）第63条の2】	
4 「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画」の作成	
5 破産処理手続きの円滑化【私学法（改正法）第50条の4】 .....	10
6 その他	

## はじめに

以下の内容は、文科省の「改正私立学校法説明資料」の中の「私立学校法令和元年改正の概要」の内容を関係者（先ずは、理事・評議員及び職員）に周知するために、整理し、分かり易くまとめたものである。青字の部分（法解釈・解説が必要と思われる部分）が補足説明を行った箇所、それ以外は、全文、文科省作成の概要の内容である。

## 1 私立学校法改正の主旨

学校法人の自律的で意欲的なガバナンスの改善や経営の基盤を強化し、大学等の管理運営の透明性と学生が安心して学べる環境の整備を図るために、特に学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等を行うことを目的とする。

## 2 学校法人及び役員の職務・責任の明確化

### (1) 学校法人と役員との責任の明確化

- ① 学校法人と役員との関係は、民法における「委任関係」（民法第643条）であることの明確化とそれに基づく役員（理事及び監事）の「善管注意義務」の明確化（私学法（改正法）第35条の2）がなされた。

#### <民法643条>（委任）

「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方はこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」

#### <民法644条>（受任者の注意義務）

「受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。」

#### 【私学法（改正法）第35条の二】

「学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。」

特に今回の私立学校法改正で、学校法人と理事（役員）の関係が、民法における

「委任」関係（学校法人が委任者で理事が受任者となる）であることが明文化されたことによって、受任者（理事）の「善管注意義務」が必然的に生じ、更には、その義務を理事が、果たさないで、学校法人に損害を与えた場合には、債務不履行責任を負い、学校法人が、その理事に対して損害賠償請求ができることも明記されることになった（私学法（改正法）第44条の2；P5の「役員の損害賠償責任の明確化」の箇所参照）。

委任関係とは、受任者（理事）のみが事務管理の義務を負う無償・片務契約である。ただし、特約で有償・双務契約とすることができる。

#### <民法648条第1項>

「受任者は特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。」

いずれにせよ、受任者は有償無償を問わず、「善管注意義務（学校法人の理事である者の職業や専門家としての能力、社会的及び経済的地位等から考えて通常期待される程度の注意義務をもって、職務を行うべきである）」を負うとされる。

又、その特約に基づき報酬を支給する場合は、委任事務を履行した後でなければ報酬を請求できないのが原則である（民法648条第2項）。

\*「善管注意義務」とは、経営の立場にある者として（一般職員とは違い）、学校法人（会社）に対して、「善良な管理者の注意をもって職務を遂行する義務がある」とされる。（民法744条・会社法330条）

## (2) 「特別の利益供与」の禁止

### 【私学法（改正法）第26条の2】

「学校法人による理事、監事、評議員、職員等に対する「特別の利益供与」の禁止。」

\*「特別の利益供与」とは、理事に対する土地建物の低廉な価格若しくは無償貸与・贈与や「報酬規程」に基づかない金銭の提供等（「報酬規程」に関しては理事会の承認・決議を必要とする）の財産上の利益の供与又は金銭その他の資産の交付などで、社会通念上不相当なものをいう。

また、理事による特定の外部の第三者（業者等）への特別な利益供与（取引）によって学校法人の財産に損害を与える行為など。

### (3) 理事及び理事会機能の実質化

#### ① 「特別の利害関係」を有する理事の理事会決議への参与制限（議決参与不可）

\* 「特別の利害関係」とは、学校法人に対する忠実義務を誠実に履行することが典型的に困難と認められるような個人的利害関係等をいう。下記の③の「利益相反取引」が典型的な事例である。

\* 「利益相反取引」とは、学校法人と理事の売買取引や学校法人による理事の債務保証等である。

#### ② 理事の「競業避止義務」の明確化（私学法（改正法）第40条の5の準用規定；一般社団・財団法人法の規定の準用）

\* 「競業」とは、理事が個人または会社の代表として、学校法人の経営と競合する事業を営むこと。この競合する事業は、教育研究事業や収益事業等を含む。

#### ③ 理事の「利益相反取引」の制限（今回の私学法改正により、代表権を有しない理事を含む理事全員が対象となる。）

##### <例>

学校法人の理事が、会社を経営しており、学校法人が、その会社に業務を委託するような場合、利益相反取引に当たる。その際、**理事会の承認を経ないで行われた利益相反取引は無効となる。**

利益相反取引を行った相手の第三者に対しては、その第三者の悪意（第三者が利益相反取引であることを知っていたこと）を証明しなければ当該行為（取引）を行った理事は、無効を主張できない。

また、学校法人においては、役員が職員と兼務の場合、判例では株式会社における使用人兼取締役（学校法人の場合職員兼役員）、使用人（職員）としての給与支払いは「利益相反取引」に該当するため、必ず取締役会（学校法人では理事会）の決議・承認に基づいて支給されなければならないとされる（最高裁判例；昭43.9.3）。

それ故、その決議・承認を経ない給与支給は無効となる。

今回の私学法改正では、「役員報酬等の支給基準」に関しては、更に、評議員会での事前の意見聴取が義務付けられた。

#### ④ 理事の**報告義務**

理事が、学校法人の業務に関する③の「利益相反取引」や不正・法令違反行為によって学校法人に**著しい損害を及ぼすおそれのある事実**を発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。【私学法（改正法）第40条の5の準用規定；一般社団・財団法人法の規定の準用】

#### <著しい損害を及ぼすおそれの例；文科省7月12日付け通達>

- 1) 学校法人の出資先の倒産
  - 2) 重大な個人情報の漏えい
  - 3) 役員や職員の信用失墜行為などにより、学校法人が著しい損害を被るおそれがある場合
- その他に
- 4) 災害で学校の施設・設備に大きな被害が出た場合
  - 5) 多数の学生・生徒が死傷する学校事故が発生した場合
  - 6) 多額の使途不明金や着服が発生した場合など

#### (4) 監査機能の強化（監事の理事に対する牽制機能の強化）

- ① 「学校法人の業務」及び「**理事の業務執行**」の状況を監査することを明確化【私学法（改正法）第37条】。

この業務には、法人経営の重要な要素となる**教学部門及び事務部門の自己点検・評価サイクルの稼働状況（IR活動報告等）**及び学生・生徒・園児の募集計画等を含む。

- ② 監事が、学校法人の業務等に関し**不正を発見**した場合、又は**法令や寄附行為に違反する等の学校法人に著しい重大な損害を及ぼす事実を発見**したとき、**理事会の招集請求権（理事長に対して）・監事自身による理事会招集権（理事長が理事会を招集しない場合）及び評議員会の招集権を持つ**【私学法（改正法）第37条】。

このような状態のとき、理事長や監事が、理事会や評議員会を招集しない場合「**善管注意義務**」違反及び「**任務懈怠**」とされる可能性が生じる。

「善管注意義務」違反と認められると、学校法人に対する「**損害賠償責任**」（任務懈怠責任）を負うことになる。

\* 法令や寄附行為に違反する重大な事実とは、法令や寄附行為に定められた必要な手続きを経ず、理事が財産を不当に流用している場合や虚偽の財務書類を作成すること等が想定される。

③ 理事が、学校法人の目的の範囲外の行為や P4(4)の②における不正や法令違反による行為及び「利益相反取引」等によって、学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該行為を止めることを請求する「差し止め請求権」を認める【私学法（改正法）第45条の5】。

この不正及び法令や寄附行為に違反する行為によって、学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該行為を差し止める請求権を行使しなければならない。

もし、監事がこの任務を懈怠した場合、「善管注意義務違反」となり、損害賠償請求の対象となる。

④ 監事は、②や③の事実を発見したときは、上記の請求権を行使する責務がある。

⑤ 理事が、②や③のような事実を発見したときは、当該事実を監事に報告しなければならない。（P4(3)の④を参照）

\* 前述した「特別の利益供与」も法令や寄附行為に違反する重大な事実となり、業務に関する不正行為に該当する可能性があるため、当然に理事長に対して理事会の招集を請求するか、理事長が招集しない場合は、自ら招集する責務がある。

## (5) 役員の損害賠償責任の明確化

役員及び監事の学校法人及び第三者に対する損害賠償責任の明確化

### ① 学校法人に対する損害賠償責任

役員は、自己のために「利益相反取引」とした場合や「悪意」または「重過失」による任務懈怠等（「善管注意義務」違反；民法上の善管注意義務に基づく債務不履行責任を改正法において明確化）と認められるときは、これによって生じた学校法人に対する損害を賠償する責任を負う。

但し、「善意かつ無過失」の場合は、損害賠償責任は負わないが、自己のために利益相反取引を行った理事は無過失でも（帰責事由がなくても）、損害賠償責任は免れ

ないとされる。

#### 【私学法（改正法） 4 2条の2の第1項】

「役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

ハイリスクの投資などによって学校法人に多額の損害を生じさせた場合や、役員が学校法人の利益を犠牲にして個人の利益を図るような場合、「任務懈怠」による損害を賠償する責任を負うことになる。

又、利益相反取引を自己のために行った理事は、帰責事由（債務者に責められるべき「故意」や「過失」）がない場合でも、損害賠償責任を負うとされる。

\* 「利益相反取引」により損害を与えた理事及びその「利益相反取引」に賛成した理事等も損害賠償責任を負う。（理事会の議事録に賛否を明確に残す必要がある）

#### 【私学法（改正法） 第4 2条の2の第3項】

「第4 0条の5において準用する一般社団・財団法人法第8 4条第1項第2号（利益相反取引）又は第3号（学校法人による理事の債務保証）の取引によって学校法人に損害が生じたときには、次に掲げる理事は、その**任務を怠ったものと推定する**。

- (1) 第4 0条の5において準用する一般社団・財団法人法第8 4条第1項（理事が自己または第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき）の理事
- (2) 学校法人が当該取引（利益相反取引）をすることを決定した理事
- (3) 当該取引（利益相反取引）に関する理事会の承認の決議に賛成した理事」

以上の(1)～(3)に該当する理事の個々の意思を議事録に記載しなければならないが、それだけで、理事の学校法人に対する損害賠償責任（任務懈怠責任）がなくなるのではなく、学校法人に損害賠償を与えないための注意義務をどれだけ果たしていたか(情報収集や調査等を行い合理的な判断を行ったかどうか等)の立証を自らする必要がある。

もし、この立証ができない場合損害賠償責任を免れない。



## <損害賠償責任の免除等について>

総評議員の同意（全員の同意）があれば、損害賠償責任の免除及び軽減が認められる（総評議員の同意がなければ免除は認められないので損害の全額の責任を負うことになる）が、「軽過失（通常行うべき注意義務を多少なりとも欠くこと）」の場合は、評議員会の3分の2以上の決議（又は、あらかじめ寄附行為に規定がある場合には理事会の決議）により、一定の範囲で損害賠償責任を軽減できる。

尚、非業務執行理事や監事については、「責任限定契約（学校法人が被った損害額の全額ではなく一定の範囲で賠償する契約；損害賠償責任の限度額を定め、当該限度額と役員報酬の2倍の高い方の額まで責任を負う）」を結ぶことが可能である。もし、その契約がなければ、全額につき賠償責任を負う可能性が生じる。

\*「業務執行理事」とは、ア 理事長 イ 理事長以外の者であって寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事 ウ 学校法人の業務を執行したその他の理事をいう。

学外理事に関しては、業務分掌の内容によっては、業務執行理事に当たる可能性がある。特にイに該当すれば当然に業務執行理事となる。

「非業務執行理事」は業務執行理事及び当該学校法人の職員でない理事となる。

## ② 第三者に対する損害賠償責任

### 【私学法（改正法）第44条の3】

「役員は、その職務を行うについて悪意又は重大な過失があった時は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」

例えば、返済の見込みがない借入れや放漫経営による法人の破産については、悪意又は重大な過失により第三者に損害が生じる可能性がある。

「悪意」とは、不正や法令違反の事実を知っていた。「重過失」とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態をいう（判例）。

### ③ 役員<sup>1</sup>の連帯責任

#### 【私学法（改正法）第44条の4】

「役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。」

他の役員も任務懈怠があった場合は、当該損害賠償責任を負うが、これらの役員は「**連帯債務者**（債権者である学校法人に対して各連帯債務者に全額支払い義務が生じる。但し、一人の債務者が全額負担し支払った場合は、他の債務者の債務は消滅するが、負担した債務者が他の債務者に求償することはできる）」となる。

また、損害の全額を学校法人若しくは第三者に対して賠償する責任を負うことになるが、役員相互の内部関係においては、**任務懈怠の軽重等**に応じて負担部分が決まることになる。

#### (6) 役員報酬等の支給基準の明確化と公表の義務化（詳細は別紙参照）

役員報酬基準がない場合は、役員報酬の基準の作成と最新の役員報酬基準の一般閲覧およびインターネットでの公表の義務化【私学法（改正法）第47条・第63条】

#### 【私学法（改正法）第48条（報酬等）】

「学校法人は、役員等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。」

又、【私立学校法施行規則第4条の5】において、報酬基準に定める事項として「報酬等の金額の算定方法」を規定し、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、**どのような過程を経てその額が算定されたか説明できる内容とする**ことが求められている。（本学の役員報酬に関しては文科省の「役員報酬等の支給基準」を参考にして別紙に記載）

尚、「役員の報酬の支給基準」等を公表する場合、給与、退職金、旅費等について、一般職員の基準を役員にも準用している場合は、今回の法改正の主旨に則り、**役員**の

報酬基準の実態が分かるような形（支給基準の根拠が客観的に説明できるもの）で公表される必要があるため、他の規定を準用している場合には、準用されている内容が分かる形で公表されることが求められる。

#### (7) 評議員会機能の実質化

- ① 「特別の利害関係」を有する評議員の評議員会決議への参与制限（議決参与不可）
- ② 予算及び事業計画（第42条1項）、事業に関する中期的計画（第2項）および役員に対する報酬等（報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給の基準については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない【私学法（改正法）法第42条】。

以上の2つ（赤字箇所）が評議員会の諮問事項として新たに追加となった。

### 3 情報公開の拡充（情報の公表）【私学法（改正法）第63条の2】

寄附行為、監査報告書、そして、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿のうち文部科学省令で定める書類の内容および役員に対する報酬等の支給の基準を公表しなければならない。今回の改正で新たに公表の義務化に追加されたのは、「役員名簿」と「役員に対する報酬等の支給基準」である。

前述したが、給与、退職金、旅費について、一般職員の基準を役員にも準用している場合は、役員の実態が分かるような形で公表される必要があるため、他の規定を準用している場合は、その内容が分かる形で公表することが求められる。

尚、公表資料については、積極的な情報公開及び利用者の利便性向上の観点から、ダウンロード及び印刷が可能な形態で、ホームページ等に掲載することが望ましい。

### 4 「予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画」の作成

- ① 予算・事業計画の作成の義務化【私学法（改正法）第45条の二】
- ② 認証評価（直近の）結果を踏まえた「事業に関する中期的な計画」の作成の義務化【私学法（改正法）第45条の二の第2項】

尚、作成に当たっては、**教学、人事、財務、施設等**に関する事項について、データやエビデンスに基づく計画として作成し、「**私立大学版ガバナンス・コード**」の内容を本学における「**大学ガバナンス・コード**」に盛り込むことが期待されている。

又、作成に当たっては、**教学部門や評議員会の意見を踏まえつつ**（評議員会の諮問を経て）、**理事会を中心とする法人側と学長を中心とする大学側とが、相互の役割分担を理解し、協力し合いながら学校運営を行っていくことが重要である。**

## 5 破綻処理手続きの円滑化【私学法（改正法）50条の4】

解散命令による解散時の所轄庁による清算人（法人解散後法人の債権・債務関係を整理し法人格を消滅させる者）の選任

## 6 その他

① 今回の私立学校法改正を受けて、理事会の審議事項、各理事の担当業務等に関して、各法人において明確にする必要があるが、規定で定めるか否かは、各法人の判断に委ねられる。

② 今回の法改正による役員のチェック機能及び役員による不祥事に対する抑止機能を実効性あるものにするために、**学校法人の役員及び職員にまず周知すると共に、その他のステークホルダー（学生・生徒・保護者等）にも、各種の機会を通じて理解を図るための取組が行われることが重要である。**